○近畿地方整備局告示第八十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十二条の規定により、本局長において実施中の一般国道の改築工事は次のとおり完了するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十四年三月三十日

路線名	一般国道百六十九号
工事区間	新宮市熊野川町大字九重字大田和から同市熊野川町大字九重字相須阪まで
工事の種類	改築
工事完了の期日	平成二十四年三月三十日

近畿地方整備局長　上総　周平

○近畿地方整備局告示第八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年三月三十日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年近畿地方整備局告示第五号大阪都市計画緑地事業第三号久宝寺緑地

三　事業施行期間　自平成十八年一月十二日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第四十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

中国地方整備局長　戸田　和彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
三原市糸崎八丁目一六七番二三から同市新倉二丁目五七五番一まで	前	BA	一〇・九〇〜一六・〇〇（メートル）	六六・四〇（キロメートル）	九・三六二	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA	一〇・九〇〜一六・〇〇	六六・四〇〜二七四・〇〇	九・三六二

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局福山河川国道事務所

○中国地方整備局告示第四十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名	一般国道二号
供用開始の区間	三原市糸崎八丁目二〇六番二から同市糸崎三丁目三九〇九番一まで
図面縦覧場所	中国地方整備局及び同局福山河川国道事務所
供用開始の期日	平成二十四年三月三十一日

○中国地方整備局告示第四十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

中国地方整備局長　戸田　和彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
岩国市周東町西長野字勅使一五三番五から同市周東町西長野字坪井四八六番一まで	前	一〇・〇〇〜一六・〇〇（メートル）	二〇・〇〇（キロメートル）	六四八	
	後	一〇・〇〇〜一六・〇〇	二四・〇〇	〇・六四八	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第四十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名	一般国道二号
供用開始の区間	岩国市周東町西長野字勅使一四二番一から同市周東町西長野字坪井四八一番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）
図面縦覧場所	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所
供用開始の期日	平成二十四年三月三十日

○中国地方整備局告示第五十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名	一般国道二号
供用開始の区間	笠岡市笠岡字西ノ浜新田五六二八番一から同市笠岡字西ノ浜新田五六二八番四まで
図面縦覧場所	中国地方整備局及び同局岡山国道事務所
供用開始の期日	平成二十四年三月三十日

○中国地方整備局告示第五十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

中国地方整備局長　戸田　和彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号及び九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
宇部市大字瓜生野字松原六八八番一から同市大字瓜生野字寺山七七六番二まで	前	一〇・五〇〜一四・〇〇（メートル）	二〇・五〇（キロメートル）	一七六	
	後	一〇・五〇〜一四・〇〇	二一・七〇	〇・一七六	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所